

## 論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省 土地・建設産業局
論点	<p>1. 行政手続コストの 20%以上削減について [営業の許可・認可]</p> <p>① H30 年度の測定結果について、削減率が▲0.70%と低いが、その要因について主要な手続(*1)毎にご説明いただきたい。 (*1)建設業法関係の手続は少なくとも含めてください。なお、要因等が同じである場合には、適宜、まとめていただいても構いません。以下同じ。</p> <p>② その後の取組を踏まえ、最新の達成状況について、主要な手続毎に、可能な限り定量的・具体的にご説明いただきたい。 (現時点で、最新の行政手続コストを把握していない場合、電子申請利用率やシステムの改善による手続時間の軽減効果など、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標を用いてご説明頂いて構いません)</p> <p>③ 最新の達成状況を踏まえ、2020 年 3 月までに目標達成する道筋、今後の取組について、主要な手続毎に、具体的、定量的にご説明いただきたい。 この場合、進捗の可視化を図るため、月次の進捗目標(*2)を設定して進捗管理を行うことが適切と考えられるが、貴省の考えをお示しくください。(可能な限り、具体的な月次目標についてお示しくください。月次目標設定が困難な場合はその理由をお示しくください) (*2)削減率について月次目標設定が難しい場合、②と同様に、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標について月次目標を設定いただいても構いません。</p> <p>④ 「行政手続コスト」削減のための基本計画においては、建設業法関係の手続に関して電子申請のあり方について検討を行うこととされているが、現状の検討状況についてご説明いただきたい。</p>

## 【回 答】

- ① 建設業の許可申請等については、行政手続コストの計測を行政書士に対してアンケート調査を行うことによって実施しているところです。調査に当たっては、同一の行政書士に対しておおむね同一規模の業者を対象とするようお願いしていますが、建設業の許可は5年ごとの更新となっており、2年連続で同一業者を計測対象とすることができないため、今回、行政手続コストが若干増加する結果となったものと認識しております。

なお、許可申請等については、法令等においてその方法を規定しているところ、法令等の改正により制度を変更することによって申請書類等が削減されるものであり、毎年コストが漸進的に削減されていくものではありません。昨年度においては、今年度末までの20%削減目標の達成に向けた方策を検討しており、制度の改正は行っておりませんので、仮に同一の行政書士に対して同一業者を対象とした行政手続コストを計測したとすれば、前年度と同じとの結果になったものと考えます。

- ② 建設業の許可等に係る行政手続コストの削減に向けて、建設業の許可申請時等に提出を求めている書類の簡素化についてこれまで検討を行ってまいりました。なお、検討にあたっては、建設業の許可制度が不良不適格業者の参入を防ぎ、建設工事の適正な施工の確保と建設業の健全な発展に資することを目的として創設されたものであることから、提出書類の簡素化により、不良不適格業者の参入が促進されたり、粗雑工事や公衆災害等が発生しないよう、精査を行いました。

検討の結果、具体的には、建設業法施行規則に規定する国家資格者等・監理技術者一覧表の廃止のほか、営業所に関する資料（地図、権原証明書類等）や経營業務管理責任者、営業所専任技術者、令3条使用人（営業所の代表者等）の専任性を確認する資料（住民票等）、令3条使用人（営業所の代表者等）の常勤性を確認する資料（健康保険被保険者証カード等）の提出を求めないこととする予定です。

これにより削減される行政手続コストについては、今後、①で説明した行政書士に対するアンケート調査により把握しますが、許可更新時に提出を求めている書類は枚数ベースで約50%削減されることとなります。

なお今後においては、国土交通大臣許可に係る許可申請書等について、

現在都道府県を経由して、国土交通省の出先機関である地方整備局へ提出されているところ、本年5月に成立した第9次分権一括法により、これを廃止し、都道府県を経由することなく、直接地方整備局へ提出することと致しました。

また、本年6月に成立した建設業法等の一部を改正する法律においても、事業承継についての規定を新設し、事業を譲渡する際などに許可を取り直すことなく、シームレスに事業を引き継げるようにするなど今後の行政手続コストの削減に向けた取組を行ったところです。

- ③ 上記の書類簡素化のために必要となる省令等の改正を今年度内に実施することとしており、許可更新時に提出を求めている書類は枚数ベースで約50%削減されることとなります。

また、これと併せて行政書士に対するアンケート調査を行うことにより、行政手続コストの削減を把握することとしております。

- ④ 今年度は、申請者・許可行政庁に対してヒアリング及びアンケートを実施し、双方の業務負担軽減に資するシステムのあり方を検討しております。

令和2年度については電子申請システムの構築に係る予算を要求しているところであり、必要な予算が措置されれば、意見交換会等を通じて都道府県の意向も確認しながら電子申請システムの構築を進めることを予定しております。